

紋別市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、紋別市広告掲載規程（平成20年訓令第9号）及び紋別市広告掲載基準（平成20年告示第66号）に定めるもののほか、ホームページに広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 企画調整課が管理する紋別市ウェブページのことをいう。
- (2) バナー広告 ホームページ内に表示される広告画像で、指定するウェブページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格及び位置)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は、次のとおりとする。

画像の大きさ	縦60ピクセル 横150ピクセル
画像の形式	G I F ・ J P G ・ P N G
データの容量	10キロバイト以内
制 限	Java 及び JavaScript を使用したもの及び高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのもの、ループは使用不可

- 2 広告の掲載位置は、ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

(広告掲載枠数)

第4条 掲載枠数は、1か月当たり5枠とする。ただし、市が必要と認めた場合は、枠を増やすことができるものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、最長3か月とする。ただし、年度を越えることはできない。

- 2 掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、掲載開始日の正午までには掲載するものとする。
- 3 掲載終了日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とし、広告掲載終了日の翌日の正午までに終了するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日又は掲載終了日が、紋別市の休日を定める条例（平成3年条例第12号）で定める休日にあたる場合にあつては、当該休日

の翌日に行うことができる。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1か月につき1枠10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 3か月連続の掲載申込みに限り、広告掲載料は、3か月につき1枠24,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

3 継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない市民活動団体が広告を行う場合、前2項に規定する広告掲載料の2分1を減免することができる。

(広告の募集方法)

第7条 掲載する広告を募集するときは、ホームページ、広報印刷物その他広報媒体を利用して、広告掲載を希望する者(以下「希望者」という。)を募集するものとする。

(掲載の申込み)

第8条 希望者は、ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に次の必要書類を添付し、広告開始日の10日前までに市に提出しなければならない。

(1) 市税等納税証明書

(2) 事業者の場合は、営業証明又は法人の登記簿謄本

2 前項に規定する提出書類は、同一年度内で2回以上広告の掲載を申し込むときの2回目以降は、前項第1号の証明書に代えて納税状況調査の同意書を提出することができるものし、前項第2号の書類は提出を省略することができるものとする。

(広告掲載の審査及び選定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込みの内容等が、紋別市広告掲載規程及び紋別市広告掲載基準並びにこの要綱(以下「規程等」という。)に適合するかどうかについて審査するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、掲載を希望する広告の数が募集している広告枠の数を超えた場合は、次に掲げる項目順により掲載する広告を決定する。この各号によっても順序が同じときは、選定方法は抽選によるものとする。

(1) 公益的事業を営むもの

(2) 市内に事業所を有するもの

(3) その他広告掲載基準を満たすもの

(広告掲載の決定等)

第10条 前条の規定による選定の結果に基づき、広告掲載の諾否を決定したときは、その結果をホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)により希望者に通知するものとする。

2 広告掲載の承諾を受けた者(以下「広告主」という。)は、ホームページに掲載

する広告原稿を自己の責任及び負担により作成し、指定する期日までに市に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により提出があった広告原稿の内容が適当でないと認めたときは、必要な変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに前条第1項の規定による通知書に記載された広告掲載料を一括前納しなければならない。

(承諾書の提出)

第12条 広告主は、決定された広告掲載の内容及び条件等を記載した承諾書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(広告主に対する是正措置)

第13条 市長は、広告の内容及びデザイン並びにリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある又は別に定める基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 紋別市広告掲載規程第15条第1項各号の規定により広告掲載の承諾を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 既に納付した広告掲載料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載を取り消したときは、次に定めるところにより、納付済みの広告掲載料を返還する。

(1) 広告の掲載をする前に当該掲載の承諾を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全額を返還する。

(2) 広告掲載の途中で当該掲載の承諾を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の額から、日割り計算により実際に掲載された日数分として算定した額を差し引いて得た額（1円未満は切り捨てる。）を返還する。

- 3 前項の規定により納付済みの広告掲載料を返還するときは、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。